

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

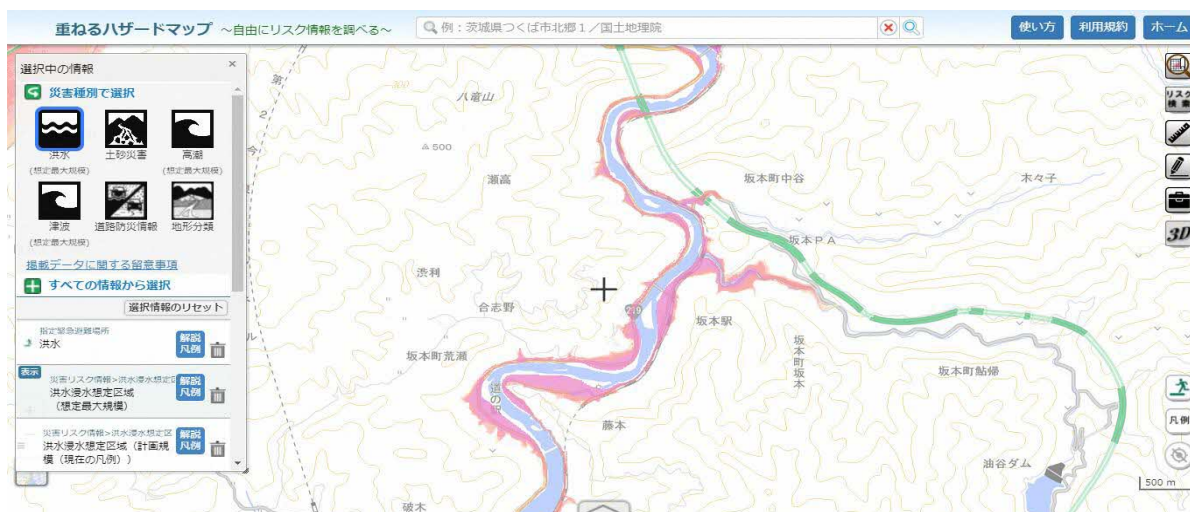
(位置と地勢)

八代市は、熊本市から南に約 40 k m に位置し、東西約 50 k m、南北約 30 k m、面積約 681 k² を有し、全国有数の農業生産地、県内有数の工業都市であることに加え、歴史と豊かな自然に恵まれた地域である。平成 17 年 8 月 1 日に八代市と八代郡内であった鏡町・千丁町・坂本村・東陽村・泉村の 1 市 2 町 3 村が合併し、県下第 2 の都市、新「八代市」となった。全面積の約 73% が山間地、約 27% が平野部から成り、日本三大急流である球磨川の河口に位置する八代平野は球磨川と氷川などから流下した土砂が堆積してできた扇状地と藩政時代から行われてきた干拓事業により形成された平野であり、人工的に生み出された新地は約 6,000ha といわれる。

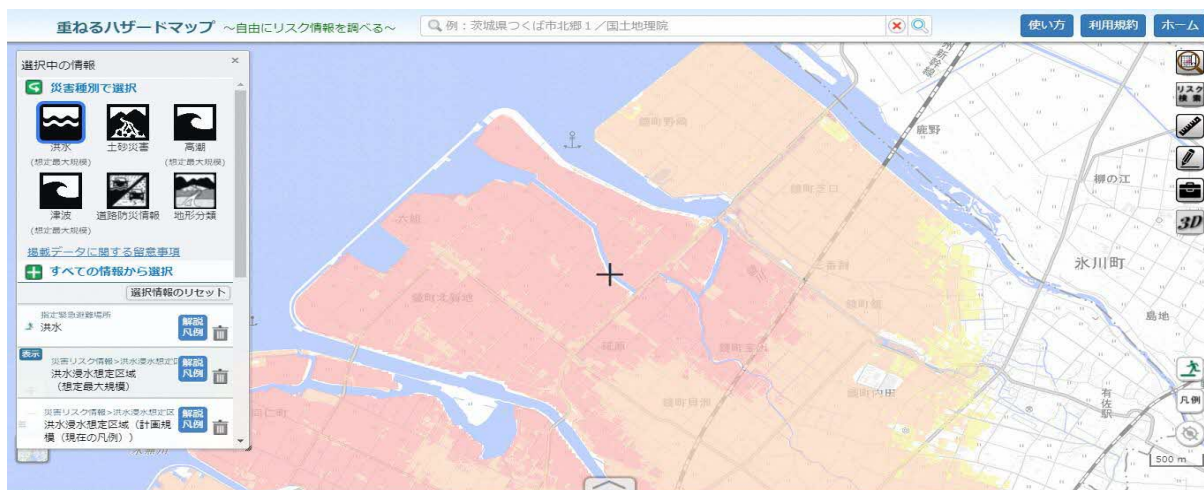
気候は温暖な平野部と冷涼の山間部に分けられ、近年では梅雨時期による想定以上の豪雨被害も多くなってきている現状にある。

(洪水：ハザードマップ) URL：<https://disaportal.gsi.go.jp/>

●坂本地区

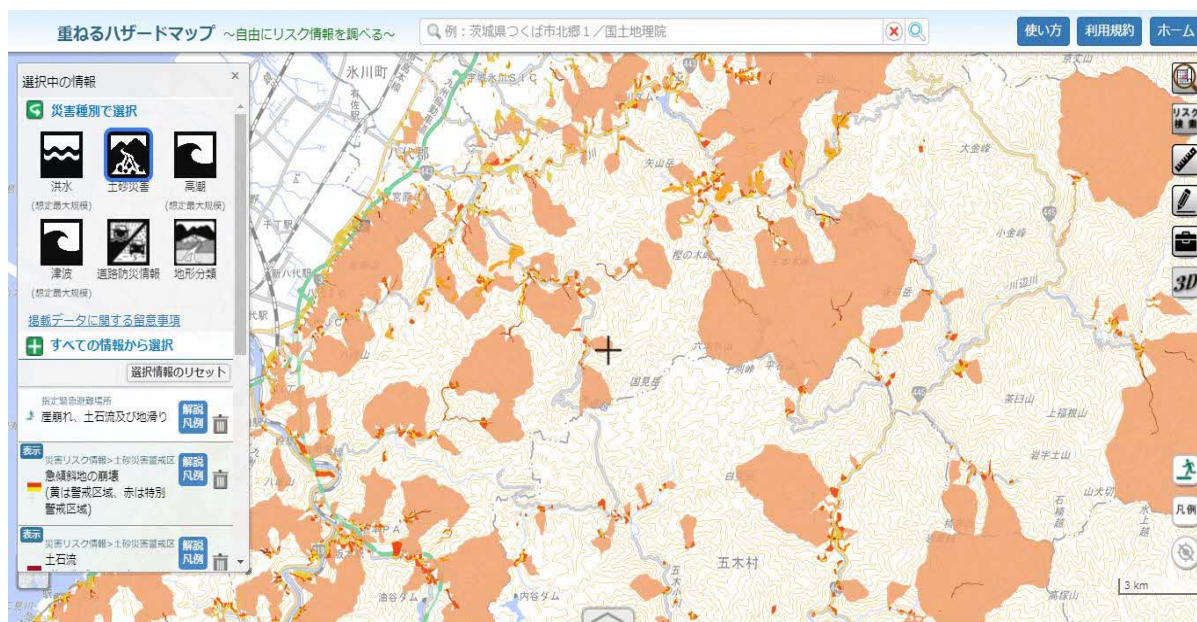


●鏡地区



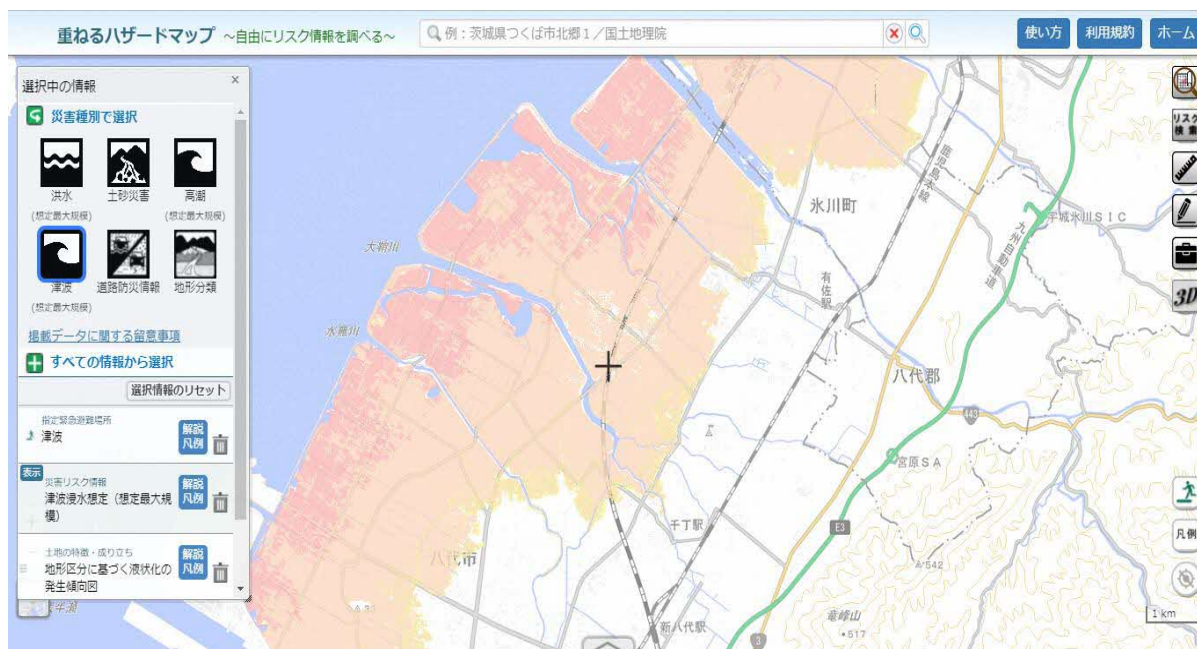
(土砂災害：ハザードマップ) URL : <https://disaportal.gsi.go.jp/>

●坂本・東陽・泉地区



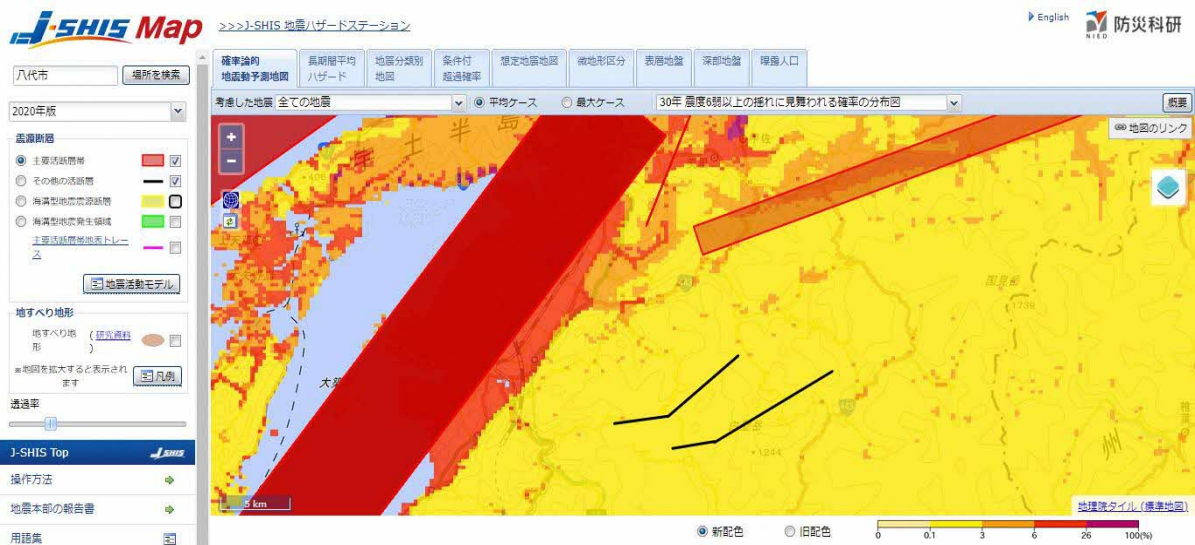
(津波災害：ハザードマップ) URL : <https://disaportal.gsi.go.jp/>

●鏡地区



当会が管轄する地域は、山間部・平野部等広範囲におよぶため、洪水・土砂災害・津波による被害が予想されている。洪水では 3m～5mが大半ではあるが、令和2年7月豪雨による球磨川氾濫では想定を上回る浸水が襲い尊い命が失われている。関連して土砂災害、また、津波など今までにない被害の発生も懸念されることから、早期に災害リスクに対し万全を期す必要がある。

(地震：J-SHIS)



地震ハザードステーション（J-SHIS）によると、八代市には日奈久断層帯が存在しており、平成28年4月の熊本地震では震度6弱を観測している。また、今後30年間の震度6弱以上の地震発生率は10.9%、震度5弱以上となる確率では86.4%と極めて高い発生率となっており、今後の防災意識が求められる。

(その他)

台風による被害

当地域でも年数回の台風が通過することがあり、特に平成11年の台風18号では強風によるガラス温室・ビニールハウスの倒壊、稲の倒伏、晩白柚の落果等の大規模な被害を受けている。近年では、台風の発生回数や上陸回数が上昇傾向になっている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的な大流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症の様に新型の感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。それに伴い事業所の感染防止対策やリスクマネジメントも重要となってきた。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,018人
- ・小規模事業者数 872人

【内訳／県被害調査区分】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事務所立地状況等）
卸・小売業	380	300	市内全域に分散
宿泊・飲食サービス	89	71	市内中心部に多い
製造業	103	93	市内全域に分散
建設業	167	160	市内全域に分散
その他	279	248	市内全域に分散
合計	1,018	872	

(3) これまでの取組

1) 八代市の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・総合防災マップの策定
- ・災害時業務継続計画及び受援計画の策定
- ・防災啓発活動の実施（防災アプリ等の周知、出前講座の実施等）
- ・防災行政情報通信システムの整備
- ・国土強靱化地域計画の策定
- ・総合防災訓練及び住民参加型防災訓練の実施
- ・防災備蓄品等の整備

2) 当会での取組

- ・平成25年八代市商工会危機管理マニュアルの策定（令和3年5月更新）
- ・防災備品、支援物資の搬入・搬出支援
- ・事業者BCPに関する国の施策周知
- ・熊本県火災協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・被災事業者の被害調査及び支援施策の情報提供、申請支援
- ・BCP策定に関する調査

II 課題

現状では、令和2年7月に発生した豪雨災害において、想定区域をはるかに超える状況であったことから、各地に甚大な被害をもたらし、今なお復旧作業が継続的に行われている。

近年では突発的な豪雨も発生するなど予断を許さず、今後、大規模災害時に対応できるよう具体的な体制やマニュアルを整備していかなければならない。

しかし、当会が管轄している地域は広域であり、場所によっては山・川・海・平地とどこでも災害が発生する可能性があることを踏まえれば、災害時にノウハウを提供できる人材が不足し、リスクマネジメントを図るために適切なアドバイスを行うことが出来る職員が不足しているなどの現状がある。

また、感染症対策において地区内の小規模事業者及び当会の施設利用者に対し、予防接種の奨励や手洗いの徹底、体調が優れない社員を出勤させない拡大防止策、緊急時でも対応できるようマスク、アルコール消毒液などの感染症対策品の備蓄、リスクファイナンス対策として、保険の必要性を周知させることなどが必要である。加えて今回の豪雨災害時では固定電話の不通、携帯電話も電波が届かない状況が見受けられ、緊急時での安否確認を行うためのSNS等のツールも必要である。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない課題

当地区では地震や水害等の災害発生が比較的高い地域であるが、事業継続計画等を策定している事業所はごく一部であり極めて少ない。事業継続計画等の策定に関する取組状況は、普及・啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないのが実態である。しかし、関心をもつ事業者も増えている実感もあり、当会と当市の連携による取組強化の必要性が高まっている。

(2) 支援者側の課題

支援者側の事業継続計画等策定に関する知識が不十分であり支援スキルの向上や事業継続の取組に関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

(3) 小規模事業者の策定手法の課題

国をはじめ、関係機関等から事業継続計画（BCP）の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見があっているため、小規模事業者向けとして事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

Ⅲ 目標

- ・管内の小規模事業者に対して、自然災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、保険等及び影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。
- ・発災時における被害状況把握・報告・応急復旧活動状況の確認を円滑に行うため、八代市商工会と八代市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援が行えるよう、また地区内において感染症発生時には拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

〈事業者BCP策定の推進に関すること〉

- ・地区内の事業者を対象とした事業継続力強化計画に関するセミナーを年1回開催する。
開催通知は、対象者への定期巡回、郵送及び本会及び本市のホームページにて情報発信を行う。
- ・今回の豪雨災害を教訓として、人材育成を図る為、また復旧復興の一助となるよう視察研修等の受入れを行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

八代市商工会と八代市の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本計画と「八代市地域防災計画（津波・水害・土砂災害・震災）」や国の示す感染症予防マニュアルに基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

< 定量目標 >

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	5	5	5	5	5

※BCP策定件数：八代市商工会の経営指導員1名（5名在籍）あたり1件を策定目標とし、令和2年7月の豪雨災害で大きな被害が生じた坂本地区及び土砂災害が懸念される泉・東陽地区を優先する。

2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・当会は平成25年3月に危機管理マニュアルを策定（令和3年5月更新）（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・事業継続の取組みに関する専門家（連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社）に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共済
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況を確認する。
- ・当会と当市で、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

＜2. 発生後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員の安否確認を行う。
(商工会の事業継続計画に従い、SNS等により安否確認、大まかな家屋被害や道路状況などを迅速に確認し、当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」がなされた場合は、八代市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨時の例)：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の当市または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

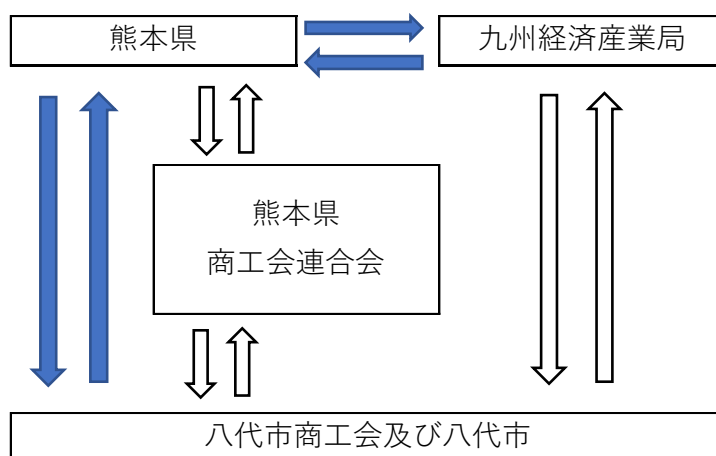
- ・本計画により、本会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	週に1回共有する

- ・「八代市地域防災計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市は共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAXにて報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当市より熊本県へ報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について八代市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所に、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合には、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

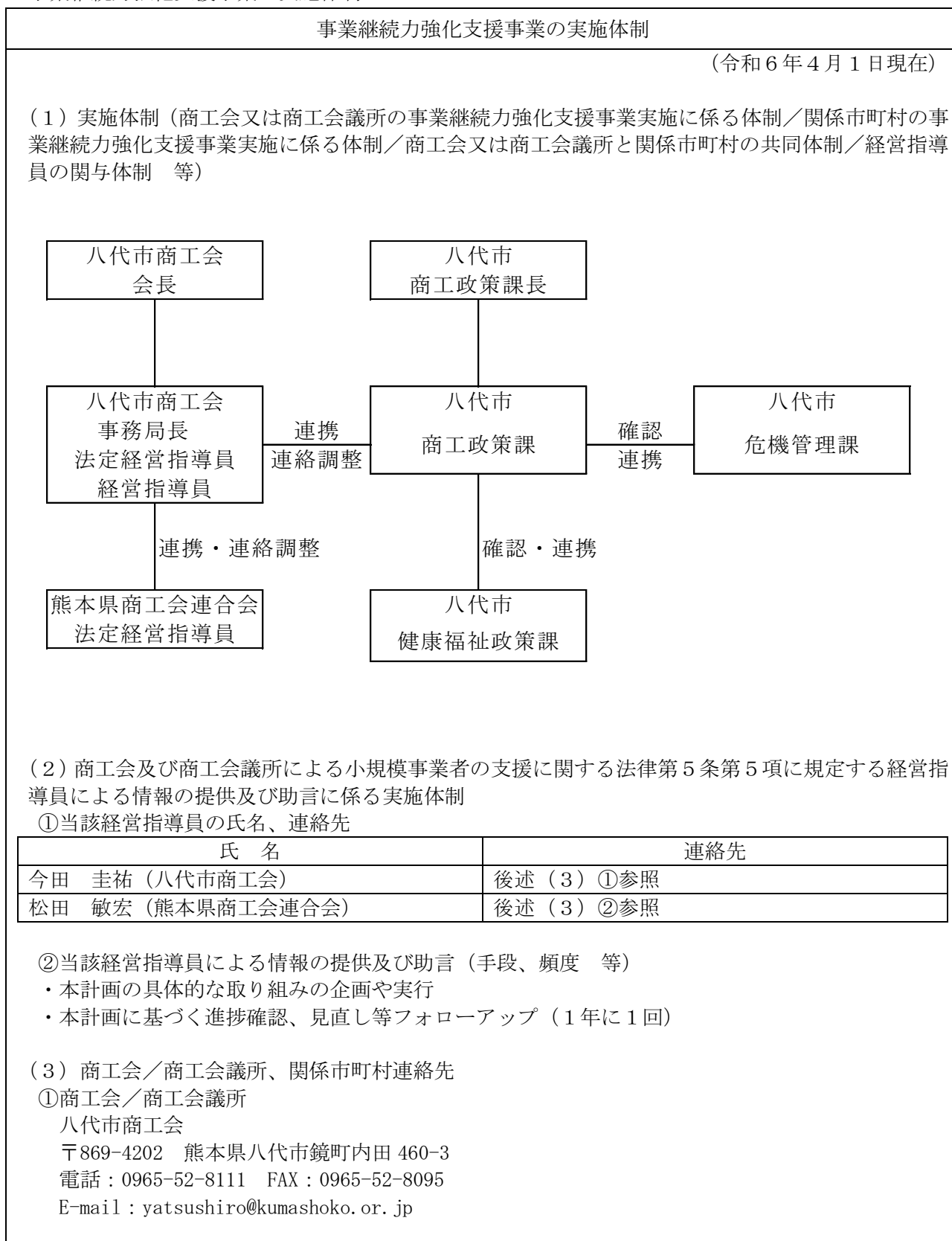
＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②熊本県商工会連合会 特任支援課
〒860-0801 熊本市中央区安政町 3 番 13 号
電話：096-325-5161 FAX：096-325-7640
E-mail：info@kumashoko.or.jp

③関係市町村
八代市役所 経済文化交流部 商工政策課
〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25
電話 0965-33-8513 FAX：0965-33-4516
E-mail：shoko@city.yatsushiro.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	1 6 4	1 6 4	1 6 4	1 6 4	1 6 4
講師謝金	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4
講師旅費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
資料印刷費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
防災、感染症対策費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、八代市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
1. 東京海上日動火災保険株式会社 熊本支店 熊本市中央区水道町 5-15 熊本東京海上日動ビル 4 階 執行役員熊本支店長 西村拓浩
連携して実施する事業の内容
1. ① B C P 策定セミナーの開催 ② B C P 関連の損害保険の周知 ③ 防災・減災対策に関するアンケート調査の実施
連携して事業を実施する者の役割
1. ① セミナーの企画・運営、講師の派遣により事業者への周知と理解を深める。 ② 損害保険加入に関する相談、加入勧奨を行い、保険の必要性和認識を高める。 ③ 管内企業の巡回とアンケート調査票の回収により事業所の B C P 策定に繋げる。 ※ 当市内の同社保険代理店が事業実施に全面的に協力する。
連携体制図等
<pre> graph TD A[東京海上日動火災保険(株) 熊本支店] <--> "(連携) ・セミナーの企画・運営、講師の派遣、損害保険加入 に関する相談、加入勧奨、他" B[八代市商工会] B <--> "相談 支援" C[小規模事業者] </pre>